

令和6年度障害福祉サービス事業者等集団指導各サービス編

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 令和6年度集団指導について

- ・令和6年度集団指導について(P3)
- ・緊急連絡先の登録について (P4)

2 各種お知らせ等

- ・障害福祉課からのお知らせ (P6)
- ・療育支援課からのお知らせ (P22)

3 令和6年度基準改正及び報酬改定について (全サービス共通編)

- ・全サービス共通(P31)

4 令和6年度基準改正及び報酬改定について (各サービス編)

- ・訪問系 (P61) ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
- ・相談系 (P69) ※地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援
- ・通所・入所系 (P87) ※生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行・継続・定着支援、自立生活援助、施設入所支援
- ・グループホーム等 (P130) ※共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所 (共同生活援助及び宿泊型自立訓練併設)
- ・児童系 (P165) ※児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

地域社会への参加、インクルージョンの推進①

基本方針（計画相談支援）

地域社会への参加、インクルージョンの推進について努めることが基本方針に追加された。

追加された内容

指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めなければならない。

☞ 基準省令第2条 第6項

地域社会への参加、インクルージョンの推進②

基本方針（障害児相談支援）

地域社会への参加、インクルージョンの推進について努めることが基本方針に追加された。

追加された内容

指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂の推進に努めなければならない。

☞ 基準省令第2条 第6項

相談支援に従事する人材の確保（相談支援員）①

概要

一定の要件を満たした場合に「相談支援員」の配置を認め、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう基準省令が見直された。

要件

- ①機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援（障害児相談支援）事業所であること。
- ②当該事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。
- ③専ら当該事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものであること。

☞ 基準省令第3条第4項

相談支援に従事する人材の確保（相談支援員）②

主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制の確保

- ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
- ・全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施
- ・事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言

相談支援員が従事できる業務等

- ・ アセスメント
- ・ サービス等利用計画案の作成
- ・ サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等（モニタリング）

☞ 基準省令第3条第5項、

※報酬算定上の取扱件数の算出に際し、相談支援専門員の平均員数の算定においては、相談支援員1人につき、相談支援専門員0.5人とみなす。

☞ 報酬告示、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問79

機能強化型（継続）サービス利用支援費の見直し

算定要件の見直し内容

機能強化型（継続）サービス利用支援費（機能強化型（継続）障害児支援利用援助費）

（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）について、

「協議会に定期的に参加し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加していること」

を要件に加えるとともに、更に評価する。

※ 経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記の要件を満たしているものとみなす。

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問61～63

ICTの活用

概要

以下の加算の要件である「月2回以上の利用者の居宅への訪問」の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする（ただし、月1回は対面による訪問を要件とする）。

算定要件が見直された加算

- ・ **初回加算**（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合）
- ・ **集中支援加算**（計画作成月・モニタリング月以外において、月2回以上居宅訪問した場合）
- ・ **居宅介護支援事業所等連携加算**（月2回以上居宅訪問した場合）
- ・ **保育・教育等移行支援加算**（月2回以上居宅訪問した場合）

※機能強化型基本報酬の算定要件である留意事項伝達会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことも可能。

※利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。

主任相談支援専門員配置加算の見直し①

概要

主任相談支援専門員配置加算について、新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。

算定要件の見直し内容

主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300単位／月 【新設】

- ・地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。

主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100単位／月 【現行の加算のまま】

☞ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問63～65

主任相談支援専門員配置加算の見直し②

主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）の算定要件

- ①基幹相談支援センターの委託を受けている、又は児童発達支援センターに併設される事業所であること
- ②利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を開催していること
- ③新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること
- ④事業所の全ての相談支援専門員に対して、サービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が指導、助言を行うこと
- ⑤基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援を基幹相談支援センターと共同で実施していること

主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）の算定要件

- ⑥上記②、③、④と同様
- ⑦基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援に主任相談支援専門員が協力していること

医療・保育・教育機関等連携加算の見直し①

算定要件の見直し内容

- ・モニタリング時（継続利用支援）においても算定を可能とする。
- ・利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とし、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

☞ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問67.68

医療・保育・教育機関等連携加算の見直し②

留意事項

【連携の対象機関】

- ・利用者が利用する病院等、**訪問看護事業所**、企業、**児童相談所**、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等

【加算の算定が可能なケース】

- ・福祉サービス等提供機関の職員との面談等
⇒サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も含むが、その場合は利用者の生活に関係する者や支援関係者を加えることが望ましい。
- ・利用者への通院同行
⇒単に利用者の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、利用者の状況等の情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨としている。
- ・福祉サービス等提供機関への情報提供
⇒次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定可能
 - ①病院等、訪問看護事業所
 - ②①以外の福祉サービス等提供機関

集中支援加算の見直し

算定要件の見直し内容

- ・利用者等又は市町村等の求めに応じ、月2回以上、利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）
- ・利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合。（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）
- ・福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）
- ・サービス担当者会議の開催及び関係機関が開催する会議への参加についての要件は変更なし。

入院時情報連携加算の見直し

手続きについての重要点

医療機関との連携に当たっては、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等を記載した「入院時情報提供書」を作成し、当該利用者の同意の上、医療機関に提供することを基本とする。

利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該利用者を支援する重度訪問介護事業所と連携の上、入院に係る医療機関との連携を行うものとする。

その際、入院時情報提供書は、当該重度訪問介護事業所と共同で作成すること等も考えられるが、他の事業所が代表して作成した入院時情報提供書を提供することのみをもって入院時情報連携加算（Ⅱ）を算定することはできない。

- ☞ 入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について（令和6年3月28日障障発0328第2号）
- ☞ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.4)問4.5

要医療児者支援体制加算の見直し

概要

新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

算定要件の見直し内容

- ・ 要医療児者支援体制加算（Ⅰ） 60単位／月 【新設】
医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を事業所に1名以上配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して前6月に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。
- ・ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 30単位／月 【要件は現行のまま】
医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を事業所に1名以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

行動障害支援体制加算の見直し

算定要件の見直し内容

- ・ 行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位／月 【新設】
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を事業所に1名以上配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援区分3以上かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者又は児基準の合計点数が20点以上である児）に対して前6月に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。
- ・ 行動障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位／月 【要件は現行のまま】
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を事業所に1名以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

精神障害者支援体制加算の見直し

算定要件の見直し内容

- ・精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 60単位／月 【新設】

※ 以下のいずれも満たす場合に加算する。

1. 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を事業所に1名以上配置した上で、その旨を公表している場合。
2. 精神疾患を有する患者であって重点的な支援を有するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護ステーション等であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されている場合。
3. 当該相談支援専門員により、精神障害者に対して前6月に指定計画相談支援を行っている場合。

- ・精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 30単位／月 【要件は現行のまま】

地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を事業所に1名以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

高次脳機能障害支援体制加算の新設

算定要件

- ・高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位／月 【新設】

※ 以下のいずれも満たす場合に算定する。

1. 相談支援専門員のうち、高次脳機能障害支援者養成研修修了者を1名以上常勤で配置していること。
2. 高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。
3. 高次脳機能障害支援者養成研修修了者が高次脳機能障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていること。

- ・高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位／月 【新設】

相談支援専門員のうち、高次脳機能障害支援者養成研修修了者を1名以上常勤で配置し、その旨を公表している場合に算定する。

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問9.10.11.12

おわりに

資料等確認報告

- ・以上にて、相談系サービスの資料掲載は終了となります。
- ・市ホームページより、各サービスの全録編を確認していただき、すべての確認が終了しましたら、船橋市オンライン申請・届出サービスにて資料等確認の報告をお願いいたします。
- ・本報告を以って令和6年度集団指導への出席と致しますので、報告漏れのないようお願いいたします。
- ・確認報告ページは下記のリンクからもご利用いただけます。

URL:https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5913

ご視聴頂き、
誠にありがとうございました。